玉

民健康保険

域化

●松田町における被保険者証の改正は 交付年月日が平成30年10月1日の 一斉更新のものからとなります。

有効期限が切れ、思て、現在お持ちの数 に行 記載 れます 内容の変更は、 被保険者証 更新される際 原則とし

町が行者証の変 変更になります。 康保険 人者資格は都道府県単位で一 これに伴 が行います。 内 入者資格 に管理されることになります。 容の一 発行は、こ の広域化」に伴 部が、 1, の届出受付と被保険 被保険者証の 下記 れまでどお のように 0 て、

后府県単 記載 莅 内 で資格を の

平成

30

年4月

からの

国

民

加健

体

平成30年 4月から

平成30年度から 被保険者証が変わります

現 行

有効期限 記号 国民健康保険 月 年 日 被保険者証 番号 生年月日 月月月 性 別 年年 日 日 住所 保険者名 保険者番号 印

有効期限までそのまま使えます。

改 正 (案)

記

神 奈 川 県 国民健康保険 有効期限 年 月 日 番号 記号 被保険者証 変わります 名 氏 生年月日 月 日 性 別 月月 日日 適用開始年月日 年 车 交付年月日世帯主氏名 変わります 住所 交付者名 印

保険者番号

多数回 該当を受けやすくなりま

これにより、

県内転居に際

該当)について、厚度額を軽減する制度 間を転居した場合でも、 **を通算**します。 度

額します。 市町 額に 療養費が支給された場合に限 について、 村 単位で 限度額を2分の 間において転居をした 月途中に、 設 けら 4 回以 県内市町 れる (多数 71に減 上高 県内 回 村 回

2つです。

広告

るため、医療費負担が軽減され**額を計算する仕組み**が導入され 村ごとに計算をしてきましたがこれまで、この限度額は市町 る場合があります。 広域化後は**都道府県単位で限度** たに導入される仕 組み は

度があります えた分を支給する高 担額に限度を設け、 所得 自己負担額が高額になったとき これまで、この に限度を設け、限度額を超2や年齢に応じて月単位で負 民 健康保険には、 額療養費 医療費

4回目

多数回該当

 \emptyset

【問い合わせ】 町民課

国保年金係 **7** 83

高額医療費の負担が軽減される場合

例)A町→B市→D市→B市→A町と転居した場合

○は高額療養費に該当した月を示し ます。

4月からは、A町の1回(4月) に B市の2回(5月・7月)がカウン トに加わり、多数回に該当する4回 目は8月になります。

※平成30年3月末までは、従前の 制度が適用されます

県	市町村	4月	5月	6月	7月	8月	9月
A県	A町	0				0	\bigcirc
	B市						
C県	D市						

松田山小

-デンパートナーズによる 指定管理終了のお知らせ」

私達、松田山ハーブガーデンパートナーズは2018年3月31日をもちまして 5年間の指定管理業務を終了致します。町内外の多方面の皆さまには多大な る御支援を賜い感謝申し上げます。とても楽しい5年間でした。 最終営業日は 3/28 です。 本当にあいがとうございました!!

松田山ハーブガーデン 〒258-0003 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2951

TEL:0465-85-1177/FAX:0465-85-1176 http://www.seibu-la.co.jp/matsudayama-hg/

「個人番号カード」(マイナンバーカード)は、 申請により、初回は無料で交付されます

マイナンバー制度についてのお問い合わせは、次のフリーダイヤル へおかけください。**「通知カード」「マイナンバーカード」**に関するこ とや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

マイナンバー総合フリーダイヤル 600 0120-95-0178

平 日 午前9時30分~午後8時

土日祝 午前9時30分~午後5時30分(年末年始を除く)

公式サイト マイナンバーカード総合サイト

【問い合わせ】 町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225

